

改正民法施行にともなう養育費の支払確保等について（見直しされたこと）

～2026年（令和8年）4月1日から、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、親権、養育費、親子交流などに関して見直した民法等改正法が施行されています。このチャートでは、養育費に関して見直しされた内容を中心にまとめています。～

子どもの人格の尊重と親権について

□今回の改正では、**子どもの心身の健全な発達を図るため**、子どもの意見を適切な形で尊重することを含め、**子どもの人格を尊重**することが明確化されました。

□今回の改正により、離婚後、**単独親権か共同親権か**いずれかを定めることが可能となりました。協議離婚の場合は父母の協議により、協議が調わない場合や裁判離婚の場合は、**家庭裁判所が子どもの利益の観点から**、総合考慮し判断します。

◆ 養育費の支払確保に関して見直しされたこと

□先取特権について

今回の改正で、**養育費債権に「先取特権」という優先権が付与**され、債務名義がなくても、養育費の取決め時に父母間で作成した文書に基づき差押手続の申立てが可能となりました。**上限額は、子ども1人あたり月額8万円**で、施行後（令和8年4月1日以降）に生ずる養育費が対象です。

□離婚の際に養育費の取決めを文書で行っていた場合について

○**調停調書、公正証書等がある場合**：取決め額全額の差押えが可能となりました。

○**取決めを裏付ける文書がある場合**：取決め額（**子ども1人あたり月額8万円まで**）については、文書を使って、相手の財産（給料、預貯金等）の差押手続の申立てが可能となりました。

※文書が、取決めを裏付けとして十分かは、裁判所において判断されます。

□離婚の際に養育費の取決めをしていない場合について

離婚の時点から継続して子どもの監護を主として行う親は、他方の親に対して、**子ども1人あたり月額2万円の法定養育費の請求が可能**となりました。ただし、法定養育費はあくまで養育費の取決めをするまでの暫定的なものなので、父母の協議や家庭裁判所の手続により、各自の収入等を踏まえた適正な額の養育費の取決めを速やかにすることが重要です。

□養育費に関する裁判手続の利便性の向上について

家庭裁判所が、当事者に対して**収入情報の開示を命じる**ことが可能となりました。

地方裁判所に対する1回の申立てで、財産開示手続（養育費の支払義務者は、保有する財産を開示しなければならない）・**情報提供命令**（市区町村に対して養育費の支払義務者の給与情報の提供を命じる）・**債権差押命令**（判明した給与債権を差し押さえる）という一連の手続の申請が可能となりました。

養育費の取決め方

- 取決める内容：子どもごとに、金額・支払時期・支払期間（始期と終期）等を取決めること
- 取決める方法：話し合いや裁判所の調停など
- 双方の署名・押印（実印（この場合、印鑑登録証明書をもっておくことも考えられます））のある文書で定めること（万一、支払われなかった時に差押え等の制度があるため）
- 離婚後や別居中の子育てに関する取決めをする文書の一例：共同養育計画書（話し合いや裁判所の調停などで作成）等

関連情報

このチャートをまとめる際に、文書の抜粋等、参考にしています。

- 父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました（法務省民事局2026年1月改訂）



URL:https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

- 子どものための共同養育計画書（法務省2026版）



URL:https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html